平成２３年（フ）第４１４号
愛知県半田市乙川稗田町51番地の１　ネオシティ半田Ｓ棟104号
債務者　本島　和孝
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６６号
名古屋市瑞穂区山下通５丁目12番地の１　シティ・ライフ山下通202号
債務者　樽本　康雄
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２６号
名古屋市南区豊４丁目18番69号　南豊東住宅１棟817号
債務者　スウィングジュエルこと　朝倉みのり
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６号
兵庫県篠山市北新町76番地１　ハイツ青山201号
債務者　鈴川　政一
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
香川県坂出市府中町5001番地９
債務者　鎌田フミ子
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２６号
長崎県南島原市南有馬町戊438番地
債務者　濱野　智仁
１　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
北海道小樽市オタモイ３丁目22番20号
債務者　小松栄美子
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５５号
北海道苫小牧市字勇払132番地　公住５―504
債務者　坂下　恵美（旧姓菊谷）
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第５７号
北海道苫小牧市汐見町３丁目５番２号
債務者　鈴木　民男
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２５号
群馬県桐生市相生町２丁目637番地の１　県営Ｂ棟1701号
債務者　薗田　晴也
１　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３２号
群馬県桐生市東７丁目４番29号
債務者　田嶋　愛子
１　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３３号
群馬県桐生市東７丁目４番29号
債務者　新井　美香
１　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１７１２号
千葉市美浜区高浜１丁目５番13棟103号
債務者　伊東　寛司
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２８号
千葉市美浜区高洲２丁目３番10棟504号
債務者　小林ゆき子
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４８号
千葉県市川市関ケ島12番16―210号　アゼリアマンション
債務者　石下　徳治
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２８号
千葉市中央区亥鼻３丁目９番７号
債務者　渡辺　一義
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８２号
千葉県船橋市飯山満町２丁目953番地７
債務者　徳家　幹浩
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２３２号
千葉県船橋市七林町437番地33　田澤方
債務者　花野井　正
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係